

重 要 事 項 説 明 書

指定訪問介護

1 法人概要

名 称 社会福祉法人 甲賀市社会福祉協議会
所在地 滋賀県甲賀市水口町水口5609番地
代表者 会 長 林 善 彦

2 事業所の概要

事業所名 甲賀市社協 ヘルパーステーションみなくち
所在地 甲賀市水口町水口5609番地
提供サービス 指定訪問介護
介護保険事業所番号 2571400064号
管理者 望主 恵理子
連絡先 TEL 0748-63-7665 FAX 0748-63-7681
通常の事業実施地域 甲賀市

3 事業所の職員体制等

管理者 1名
職員及び業務の管理を行います。
サービス提供責任者 3名以上
利用者の申し込みに係る調整・訪問介護員等に対する技術指導・訪問介護計画の作成等を行います。
訪問介護員等 10名以上
介護福祉士又は介護職員初任者研修・実務者研修修了者が利用者の身体介護・生活援助を行います。
事務担当職員 1名
提供業務に伴う事務を行います。

4 営業日および営業時間

営業日 月曜日～金曜日
ただし、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く
営業時間 8:30～17:15
サービス提供日 月曜日～日曜日
サービス提供時間 7:00～22:00
(サービスの中止・変更について)
以下の場合には、利用者様またはご家族様に連絡のうえ、サービスの提供を中止または変更させていただく場合があります。
① 警報発令時・天候不順（地震、台風及び降雪等）
② 交通状況（道路の不通、破損、工事等）

5 事業の目的および運営方針

事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護事業を提供することを目的とします。

運営の方針

① 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ② 事業の実施にあたっては、市、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。
- ③ 「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」を遵守します。

6 サービス内容

事業者は、次のサービス内容区分のなかから指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

サービス内容区分

〈身体介護〉

- ① 起床介助 ② 就寝介助 ③ 排泄介助 ④ 衣服の脱着 ⑤ 整容介助
- ⑥ 身体の清拭・洗髪 ⑦ 入浴介助 ⑧ 食事介助 ⑨ 体位交換 ⑩ 服薬管理
- ⑪ 通院等介助 ⑫ 送り出し・迎え入れ（デイサービス、ショートステイ等）
- ⑬ 特段の配慮を持って行う調理（疾病対応）⑭ 利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のために利用者とともにを行う自立支援のための生活援助サービス
- ⑮ その他

〈生活援助〉

- ① 調理 ② 洗濯 ③ 住宅の清掃・整理整頓 ④ 買い物 ⑤ 薬の受け取り
- ⑥ 衣服の入れ替え等 ⑦ その他

※ サービス提供にあたり、実習生等の受け入れによる同行訪問をすることがあります。その際は事前に連絡し、了解をいただいた上で訪問します。

7 サービス利用料及び利用者負担（訪問介護重要事項説明書別紙）

- ① 自己負担金は、自動口座引き落としにより支払いをお願いします。ご指定の金融機関の口座から毎月 27 日（休日の場合翌営業日）に引き落とします。
特段の理由により口座引き落とし不能な場合は、現金若しくは銀行振り込み（振り込み手数料は、利用者様負担となります）で定められた期日までにお支払いをお願いします。
上記に係る請求書は、利用明細を添えてお届けします。また、お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡しします。
- ② 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載されています。
居宅サービス計画の作成がない場合、又は被保険者証に支払方法変更の記載が有る場合は「償還払い」となり一旦、利用者様から費用の全額の支払いを受け、提供した指定訪問介護の内容・費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付します。
その後、市に対して保険給付分を請求していただくことになります。
- ③ 支給限度額を超える部分は、全額自己負担となります。居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。

8 キャンセル

- ① 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに下記へご連絡ください。

甲賀市社協ヘルパーステーションみなくち TEL 0748-63-7665

- ② 利用者の都合でサービスを中止にする場合は、遅くとも前日 17 時までにご連絡ください。

当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください。

キャンセル料は介護給付費告示額の支払いに合わせてお支払いいただきます。

サービス利用日の前日まで 無料

サービス利用日の当日 介護給付費告示額の 50%（訪問介護重要事項説明書別紙）

(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。)

9 解約・契約終了について

- ① 利用者は事業者に対し、1週間以上の予告期間をもって、解約することができます。
- ② 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により契約を終了させていただく場合があります。

10 ハラスメントについて

- ① 事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ② 事業者は利用者や家族が当事業者及び従業者等に対して社会通念を超えると思われる苦情やハラスメント行為など、本契約を継続し難いほどの不信行為を行い、改善や理解が得られないと判断した場合は、その理由を記載した文書により契約を終了させていただく場合があります。

カスタマーハラスメントへの対応に関する方針



11 業務継続計画の策定等について

感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 従業者等に対し業務継続計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。

12 衛生管理について

事業者は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- ① 従業員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置します。
委員会は概ね年2回以上開催し検討内容や結果について職員へ周知徹底を図ります。
- ④ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ⑤ 従業者等に対し感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

13 人権擁護・高齢者虐待の防止

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止等のため、次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、委員会での検討内容や結果について職員へ周知徹底を図ります。
- ② 従業者等に対して虐待の防止を啓発、普及するための研修を定期的実施します。
継続研修（年1回以上）、採用時研修（試用期間中）
- ③ 成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備等、虐待防止のための指針を整備します。
- ④ 事業者は虐待防止に努めると共に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に連絡します。
- ⑤ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

【 虐待防止に関する担当者 ： 望主 恵理子 】

14 身体拘束等の禁止について

事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- ① 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束をせざるを得ない場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、委員会での検討内容や結果について職員へ周知徹底を図ります。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施します。

※次に挙げる指針は甲賀市社会福祉協議会ホームページで閲覧できます。

感染症対策指針

虐待防止指針

身体拘束等適正化のための指針



15 秘密保持・個人情報の保護について

- ① 職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しています。
- ② 個人情報を用いる場合はあらかじめ利用者に説明し同意書に署名・捺印をいただきます。
- ③ 利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる書類や各種記録等について、関係法令やガイドライン等にもとづき個人情報の保護に努めます。

16 心身の状態の把握

サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努め、他のサービス事業者と密接に連携を図ります。

17 資質向上のための研修の機会の確保

従業者の資質向上のため、随時必要な研修の機会を確保しています。

18 緊急時及び事故発生時の対応

- ① 訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに関係機関等に連絡を行います。
- ② サービス提供にあたって事故が発生した場合には、利用者家族、甲賀市・居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ③ サービス提供にあたって賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

19 介護サービス情報公表について

この制度は、同一の視点からチェックした介護事業所の情報を公表することにより、事業所を適切に選択していただくこと、また同時に、公表に伴って事業所のサービスの質の改善を促進することを目的としています。ウェブサイトにて閲覧できます。

21 相談・苦情窓口

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

21 相談・苦情窓口

担当者：望主 恵理子

TEL 0748-63-7665

FAX 0748-63-7681

TEL 0748-62-8137

FAX 0748-63-7681

櫻尾 重虎 (0748-86-5395)

黒田 隆 (0748-86-1020)

小松 多喜子 (0 7 4 8-6 2-9 6 5 2)

宇田 ルリ子 (0748-83-0767)

甲賀市健康福祉部 介護保険課

TEL 0748-69-2166

FAX 0748-63-4085

滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課

大津市中央4丁目5-9 TEL

TEL 077-510-6605

滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）

草津市笠山7丁目-8-138 (県立長寿社会福祉センター内)

TEL 077-567-4107

【説明確認欄】 令和 年 月 日

重要事項を説明しました。

〔事業者〕

住 所 甲賀市水口町水口5609番地

事業者名 社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会

甲賀市社協 ヘルパーステーションみなくち

説明者 (印)

重要事項についての説明を受けました。

〔本 人〕

住所 甲賀市

氏名 (印)

上記代理人

住所

氏名 (印)

利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額になります。

身体介護が中心である場合		単位数	介護職員処遇改善加算Ⅲを含む	利用者負担額			キャンセル料
				1割	2割	3割	
所要時間20分未満の場合	身体介護01・I	196 単位	2,469 円	247 円	494 円	741 円	1,234 円
所要時間20分以上30分未満の場合	身体介護1・I	293 単位	3,688 円	369 円	738 円	1,107 円	1,844 円
所要時間30分以上1時間未満の場合	身体介護2・I	464 単位	5,835 円	584 円	1,167 円	1,751 円	2,917 円
所要時間1時間以上1時間半未満の場合	身体介護3・I	680 単位	8,554 円	856 円	1,711 円	2,567 円	4,277 円
所要時間1時間半を超えて30分を増すごとに追加)		99 単位追加	1,239 円追加	124 円追加	248 円追加	372 円追加	619 円追加

生活援助が中心である場合		単位数	介護職員処遇改善加算Ⅲを含む	利用者負担額			キャンセル料
				1割	2割	3割	
所要時間20分以上45分未満の場合	生活援助2・I	215 単位	2,709 円	271 円	542 円	813 円	1,354 円
所要時間45分以上の場合	生活援助3・I	264 単位	3,323 円	333 円	665 円	997 円	1,661 円

身体介護の後の生活援助の場合上記 身体介護に加算		単位数	介護職員処遇改善加算Ⅲを含む	利用者負担額			キャンセル料
				1割	2割	3割	
身体介護1サービスの後、引き続き生活援助20分以上45分未満の場合	身1生1・I	371 単位	4,668 円	467 円	934 円	1,401 円	2,334 円
身体介護1～3のサービスの後、20分からの起算して25分増すごとに追加（70分以上を限度とする）		78 単位追加	979 円追加	98 円追加	196 円追加	294 円追加	489 円追加

その他の加算	単位数	介護職員処遇改善加算Ⅲを含む	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問介護初回加算	200 単位／月	2,511 円	252 円	503 円	754 円
緊急時訪問介護加算	100 単位／回	1,260 円	126 円	252 円	378 円
訪問介護生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位／月	1,260 円	126 円	252 円	378 円
訪問介護生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位／月	2,511 円	252 円	503 円	754 円

(注)

- ・ 地域区分別の単価（6級地 10.42円）を含んだ金額です。
- ・ 夜間(18:00～22:00) 及び早朝（6:00～8:00）に訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の25%加算されます。
- ・ 利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額になります。

◎ 訪問介護特定事業所加算Ⅰ を取得しています

要件は、下記のようになります。

<体制要件>

- ・ すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
- ・ 利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ・ サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受けていること。
- ・ すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施していること。
- ・ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

<人材要件>

- ・ 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- ・ すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了

<重度要介護者等対応要件>

- ・ 前年度又は前3月の利用者のうち、要介護4～5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の総数が20%以上であること。

◎ 加算について

・ 訪問介護初回加算

初回月と過去2月（暦月）指定訪問介護を受けていない場合加算されます。

・ 緊急時訪問介護加算

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。依頼を受け24時間以内に臨時訪問した場合に加算されます。

・ 訪問介護生活機能向上連携加算Ⅰ

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師からの助言を受ける体制を構築し助言を受けた上でサービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成した場合

・ 訪問介護生活機能向上連携加算Ⅱ

現行の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が訪問してサービス提供責任者が訪問介護計画書を作成した場合

・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

所定単位数に加算率を乗じた額が算定されます。（20.7%）

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や人材確保、定着に繋げて資質向上等、厚生労働大臣が定める基準に適合した内容で実施している事業所が算定し賃金に反映させます。区分支給限度基準額の対象外となります。